障害者福祉制度のご案内

いきいき・ふれあい・ぬくもりのまちづくり

障害者の方やご家族の方へ

是非ご一読いただき、各種の障害者福祉制度をご活用ください。
また、行田市ホームページ内にも掲載されています。

行　田　市　役　所

健康福祉部福祉課

令和８年４月現在

ご存知ですか？

障害者差別解消法

平成28年4月よりスタートしました、『障害者差別解消法』

【どんな法律？】
行政機関や、会社・お店などの民間事業者での障害を理由とする差別をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

【不当な差別、合理的配慮の不提供をされた、聞いた、見た場合は？】
行田市福祉課障がい福祉窓口までご相談ください。

フラべぇ

目　次

次の各サービスは、手帳に記載されている「総合等級」のほか、「障害のある部位」や「障害のある部位の等級」などの障害に関する条件と、所得などの障害以外の条件によって、制度が利用できるかどうかが決まります。
また、介護保険制度を利用できる方は介護保険サービスが優先されます。

巻頭　障害程度別該当サービス一覧表

1　障害者手帳

身体障害者手帳	1
療育手帳（みどりの手帳）	1
精神障害者保健福祉手帳	1

2　相談窓口

北埼玉障害者生活支援センター	2
行田市障害者虐待防止センター	2
くらしの相談	2
就労相談／職業訓練	3

3　手当・年金

行田市心身障害者(児)福祉手当	4
特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当	4
特別児童扶養手当	5
児童扶養手当	5
障害基礎年金	5
障害厚生年金	6
特別障害給付金	6
心身障害者扶養共済	6
生活福祉資金貸付制度	6

4　割引・減免

鉄道運賃の割引	7
バス運賃の割引	7
航空運賃の割引	7
タクシー運賃の割引	7
市内循環バスの無料乗車	7
自動車税・自動車取得税及び軽自動車税の減免	8
有料道路通行料の割引	9
携帯電話料金の障害者割引	9
NTT 無料番号案内	9
NHK 受信料の減免	10
公共施設の使用料等の減免	10

5　補助・給付

補装具費の支給	11
日常生活用具の給付	11
福祉タクシー利用料金の助成	12
重度障害者自動車燃料費の助成	12
紙おむつの給付	13
居宅改善整備費の補助	13
自動車運転免許取得費の補助	13
自動車改造費の補助	14
青い鳥郵便葉書の無償配布	14

6　医療

重度心身障害者医療費助成	15
ひとり親家庭等医療費助成	15
後期高齢者医療制度による医療給付	15
自立支援医療制度（更生医療／育成医療／精神通院医療）	15

7　税制度

障害者控除	16
非課税の特例	16
医療費控除	17

8 福祉サービス

障害福祉サービス	18
障害児通所支援	19
障害福祉サービスと児童通所の申請から決定まで	19
障害福祉サービスおよび児童通所の事業所一覧	20
移動支援	23
日中一時支援	23
生活サポート	23
いきいき・元気サポート	24
地域活動支援センター（身体障害者デイサービス）	24
機能回復訓練	24
配食サービス	24
寝具の乾燥及び丸洗いサービス	25
入浴援護事業	25
入院時コミュニケーション支援事業	25
福祉サービス利用援助（あんしんサポートねっと）	26
訪問理美容サービス	26
手話通訳者の派遣	26

9　その他

車いすの貸出	27
福祉車両の貸出	27
駐車禁止の除外	27
県立施設障害者歯科診療紹介予約制度	27
メール・FAX 110 番 119 番	28
NET119 緊急通報システム	28
移送サービス（福祉有償運送）	28
行田市 AI オンデマンド交通（うきしろ号）	28
障害者団体	29
障害者関係マーク	29
ヘルプカードの配布	30
埼玉県思いやり駐車場制度	30
障害をお持ちの方への配慮について	30

障　害　者　週　間

１９９２年の第４７回国連総会で「国際障害者デー」と宣言した１２月３日から１２月９日までの１週間を「障害者週間」とし、障害のある人自身の自立と社会参加への意欲、国民の障害者福祉に対する理解と認識をより一層高めるための期間としています。

障害程度別該当サービス一覧表

【注意】 このー覧表はあくまで目安です。各制度とも要件がありますので、必ず該当ページや問い合わせ窓口でご確認ください。

○：該当　●：障害部位が要件に合致する場合該当　△：該当の可能性有り　▲：障害部位が要件に合致する場合該当の可能性有り

	サービス名	頁	身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			障害程度以外の条件
			1	2	3	4	5	6	Ⓐ	A	B	C	1	2	3	
手当・年金	行田市心身障害者(児)福祉手当	4	△	△	△				△	△	△		△			有り
	特別障害者手当	4	△						△				△	△		有り
	障害児福祉手当	4	△	△					△				△	△		有り
	特別児童扶養手当	5	△	△	△	△			△	△	△		△	△		有り
	児童扶養手当	5	△	△					△	△			△			有り
	障害基礎年金	5	△	△	△	△			△	△	△		△	△		有り
	障害厚生年金	6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有り
	特別障害給付金制度	6	△	△	△	△			△	△	△		△	△		有り
	心身障害者扶養共済制度	6	○	○	○				○	○	○	○	△	△	△	
割引・減免	鉄道／バス／航空／タクシー運賃の割引	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	市内循環バスの無料乗車	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車税・自動車取得税及び軽自動車税の減免	8	△	△	▲	▲	▲	▲	△	△			△			有り
	有料道路通行料の割引	9	△	△	△	△	△	△	△	△						有り
	携帯電話料金の障害者割引	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	NTT 無料番号案内	9	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
	NHK 受信料の減免	10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有り
	公共施設の使用料等の減免	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
補助・給付	補装具費の支給	11	▲	▲	▲	▲	▲	▲								
	日常生活用具の給付	11	▲	▲	▲	▲	▲	▲	△	△						有り
	福祉タクシー利用料金助成(自動車燃料費助成との選択制)	12	△	△					△	△			△	△		有り
	重度障害者自動車燃料費の助成(タクシー助成との選択制)	12	△	△					△	△			△	△		有り
	紙おむつの給付	13	△	△					△	△						有り
	居宅改善整備費の補助	13	▲	▲												有り
	自動車運転免許取得費の補助	14	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有り
	自動車改造費の補助	14	△	△	△	△	△	△								有り
	青い鳥郵便葉書の無料配布	14	○	○					○	○						
医療	重度心身障害者医療費助成	15	○	○	○	△			○	○	○		△	△		
	ひとり親家庭等医療費助成	15	△	△					△	△			△			有り
	後期高齢者医療制度による医療給付	15	○	○	○	△			○	○	○		△	△		
	自立支援医療制度(更生医療／育成医療／精神通院医療)	15	△	△	△	△	△	△					△	△	△	精神は有り
税	障害者控除	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	非課税の特例	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉サービス	障害福祉サービス	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害児通所支援	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	移動支援	23	●	●					○	○	○	○	○	○	○	
	日中一時支援	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	生活サポート	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	いきいき・元気サポート	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地域活動支援センター(身体障害者デイサービス)	24	○	○	○	○	○	○								
	配食サービス	24	△	△					△	△						有り
	寝具の乾燥及び丸洗いサービス	25	○	○					○	○						
	入浴援護事業	25	○	○					○	○						有り
	訪問理美容サービス	25	●	●												
その他	車いすの貸出	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉車両の貸出	27	○	○	○	○	○	○								
	駐車禁止の除外	27	○	▲	●	▲	▲	▲	○	○			○			

1　障害者手帳

■ 身体障害者手帳

●概　要

身体に障害がある方が、福祉サービスや割引・減免措置を受けるために必要となる手帳です。

●対象となる方

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫の各機能に永続する障害をお持ちの方

●申請時に必要なもの

身体障害者福祉法第 15 条に基づく指定医師の診断書、マイナンバーが確認できる書類

●窓　口

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 療育手帳

●概　要

知能の発達に遅れがある方が、福祉サービスや割引・減免措置を受けるために必要となる手帳です。

●対象となる方

18 歳未満で発症し、概ねＩＱ７０以下の方

●申請時に必要なもの

新規申請の場合：母子手帳、マイナンバーが確認できる書類

更新申請の場合：マイナンバーが確認できる書類

※18 歳以上の方が申請されるときは、成育状況をお伺いする必要がありますので、事前に予約をお願いします。

●窓　口

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 精神障害者保健福祉手帳

●概　要

精神に障害がある方が、公的な福祉サービスや割引・減免措置を受けるために必要となる手帳です。

手帳には有効期間（２年間）があります。

●対象となる方

精神疾患（統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、高次脳機能障害、発達障害及びその他の精神疾患）をお持ちの方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。

●申請時に必要なもの

精神障害者保健福祉手帳用の診断書（**初診日から 6 ヶ月以上経過後に記載されたもの**）

マイナンバーが確認できる書類

（なお、精神障害が支給事由となっている障害年金を受給されている方は、診断書のかわりに年金証書の写しと直近の年金振込通知書の写しで申請が可能です）

●窓　口

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

2　相談窓口

■ 北埼玉障害者生活支援センター

障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種の相談や必要な支援を行っています。センターは、行田市・羽生市・加須市の３市が共同で設置して、事業を受託法人に委託していますので、安心してご利用ください。

対象者	① 在宅の身体障害者（児）の方及びその家族の方 ② 発達の遅れや行動が気になるお子さん及びその家族の方 ③ 知的障害のある方、その家族及び関係者 ④ 保育園・幼稚園・学校・作業所・企業などで障害のある方の指導、援助にあたる方など ⑤ 在宅の精神障害者の方及びその家族の方
費　用	無料
窓　口	**●身体障害の方** 羽生市上川俣 1486-1（社会福祉法人幸生会　はくちょう園内） TEL:048-560-3411　FAX:048-560-3412　E-Mail:sien@kouseikai.net **●知的障害・精神障害の方** 羽生市西 4-17-1　TEL:048-560-0294　FAX:048-560-0295

■ 行田市障害者虐待防止センター

●概　要

障害者虐待に関する相談・通報を受け付けます。通報を受けると、各関係機関と連携をとりながら適切な支援につなげます。

●虐待の種類

家族などの養護者による虐待、障害者福祉施設職員等による虐待、勤務先の上司等による虐待 など

●虐待かなと思ったら

虐待かなと思われる場合は、当センターに相談してください。

窓　口	市役所福祉課障がい福祉担当	556-1111 内線 265/266

■ くらしの相談

身体障害者在宅生活相談

日常生活動作の介助量軽減や安全性を確保するための住環境・福祉用具等に関する相談窓口

●問い合わせ　埼玉県総合リハビリテーションセンター 地域支援担当　TEL：048-781-2222(代)

高次脳機能障害者支援センター

高次脳機能障害に関する総合相談窓口

●問い合わせ　埼玉県高次脳機能障害者支援センター　TEL：048-781-2236

発達障害者支援センター

発達障害に関する相談、発達支援、就労支援の窓口

●問い合わせ　埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」　TEL：049-239-3553

精神保健福祉センター

精神的な不安や悩み、飲酒問題や薬物乱用など精神保健福祉に関する相談窓口

●問い合わせ　埼玉県立精神保健福祉センター（電話相談）TEL：048-723-1447（来所相談）TEL：048-723-1111

こころの相談

心配ごとのある方、ご自身の性格や人間関係に悩みのある方の相談窓口

●問い合わせ　**市役所**健康課　TEL：556-1111

運転免許適正相談

障害のある方の新規免許取得時の相談、免許取得後に障害が生じた方の相談窓口

●問い合わせ　埼玉県運転免許センター 適正相談室　TEL：048-543-2001

権利擁護相談

判断能力が不十分なことで権利が侵害されないようにするための相談・支援窓口

●問い合わせ　権利擁護センター　TEL：048-822-1204/048-822-1240

福祉サービス苦情相談

福祉サービスの利用に関する不満や事業者との話し合いで解決できない場合の相談窓口

●問い合わせ　埼玉県運営適正化委員会　TEL：048-822-1243　FAX：048-822-1406

児童相談所

児童の養育・発達に関する相談、障害児施設への入所に関する相談窓口

●問い合わせ　熊谷児童相談所　TEL：048-521-4152

ことばの相談

乳幼児の言語発達に関する相談窓口（予約制、言語聴覚士による個別相談）

●問い合わせ　こども家庭センター　TEL：579-8033

心理発達相談

乳幼児の発達全般に関することや、育児をする上で心理的な悩みを抱えている方の相談窓口（予約制、臨床心理士による個別相談）

●問い合わせ　こども家庭センター　TEL：579-8033

■ 就労相談／職業訓練

北埼玉障害者就労支援センター

就労・就業生活に関する相談や職場定着支援、障害者雇用をお考えの事業所からの相談窓口

●問い合わせ　北埼玉障がい者就労支援センター　TEL：048-561-0296

ハローワーク（公共職業安定所）

専門の担当者による就労相談、就労先の紹介などを行うための相談窓口

●問い合わせ　ハローワーク行田　TEL：048-556-3151

埼玉障害者職業センター

就職相談、職業評価、職業準備訓練、ジョブコーチによる個別支援を行うための相談窓口

●問い合わせ　埼玉障害者職業センター　TEL：048-854-3222　FAX：048-854-3260

障害者就業・生活支援センター

就業面と生活面の一体的な支援など、障害者の職業生活における自立を 図るために必要な支援を行うための相談窓口

●問い合わせ　障害者就業・生活支援センター遊谷　TEL：048-599-3558　FAX:048-599-1756

国立職業リハビリテーションセンター

自立に必要な職業指導や職業訓練などを行うための相談窓口

●問い合わせ　国立職業リハビリテーションセンター　TEL：04-2995-1711

3　手当・年金

■ 行田市心身障害者(児)福祉手当（認定された月分から支給）

●対象者・支給額等

<table>
<tr><th>障害の程度</th><th>施設入所</th><th>年金の状況</th><th>金　額</th><th>年　齢</th></tr>
<tr><td rowspan="2">身体：１～２級
療育：Ⓐ～Ａ</td><td rowspan="2">入所していない</td><td>障害を事由とする年金を受給していない</td><td>月額　9,000 円</td><td rowspan="3">平成 22 年 1 月 1 日以降の障害認定時点において 65 歳未満であること

下記＊１の特例あり</td></tr>
<tr><td>障害を事由とする年金を受給している</td><td>月額　6,500 円</td></tr>
<tr><td>入所している</td><td></td><td>月額　5,000 円</td></tr>
<tr><td>身体：３級
療育：Ｂ
精神：１級</td><td></td><td></td><td>月額　5,000 円</td></tr>
</table>

＊１　平成 21 年 12 月 31 日以前に障害認定を受けていた方（精神１級を除く）は、特例により年齢要件はありません
＊２　受給資格認定後に 65 歳を超えた場合でも引き続き受給できます
＊３　特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方は、同時に受給することはできません（超重症心身障害児を除く）

●支給月

３月・７月・１１月（最終週の水曜日）

●所得制限

障害者(児)本人の所得によって市区町村民税が課税される場合、所得制限の対象となり、手当を受給することができません（転入者の方は、前住所地の非課税証明が必要な場合があります）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 特別障害者手当／障害児福祉手当（認定された翌月分から支給）

著しく重度の障害を有する在宅の障害者への手当制度です。(所得による支給制限があります)

●対象となる方

<table>
<tr><td>特別障害者手当</td><td>20 歳以上で、障害や疾病等により、日常生活において常時特別な介護が必要な状態にある方。(施設に入所中の方や、３ヶ月以上継続して入院又は老健施設等に入所している方は除きます)

※常時特別な介護が必要な状態に該当するかどうかは、原則として専用の診断書の内容によります。(例としては、身体障害で、複数の障害区分で１～２級程度の障害が重複している状態や、著しく重度の知的障害や精神障害がある状態などがあります)</td></tr>
<tr><td>障害児福祉手当</td><td>20 歳未満で、障害や疾病等により、日常生活において常時介護が必要な状態にある方（施設に入所中の方や、障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます）

※常時介護が必要な状態に該当するかどうかは、原則として専用の診断書の内容によります。
（例としては、身体障害者手帳１～２級の一部の方や療育手帳Ⓐ相当の方、その他精神・血液疾患・肝臓疾患などで同程度の障害を有する状態などがあります）</td></tr>
</table>

※どの手当も、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査があります。

●支給額・支給月（R8 年度）

特別障害者手当：月額 30,450 円　　障害児福祉手当：月額 16,560 円（※手当額は毎年見直されます）
支給月：２月・５月・８月・１１月（原則１０日　※１０日が土日祝日の場合は前日の平日）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 特別児童扶養手当

●対象となる方

精神又は身体に一定の障害（療育手帳Ⓐ～Ｂ相当、身体障害者手帳１～３級程度）がある 20 歳未満の児童を養育している方

※児童が障害による公的年金を受けることができるときや、児童福祉施設等に入所しているとき等は受給できません。
※所得による支給制限があります。

●支給額・支給月

障害の程度により、月額 58,450 円または 38,940 円（※手当額は変更する場合があります）
支給月：４月・８月・１１月

●問い合わせ

市役所子ども未来課　TEL：556-1111 内線 292/297

■ 児童扶養手当

●対象となる方

児童を養育している父母に一定の障害がある方（18 歳に到達後の年度末まで）、または一定の障害がある児童を養育している方（20 歳まで）　**※所得による支給制限があります。**

●支給額・支給月（※手当額は毎年見直されます）

・児童１人の場合：月額 48,050 円～11,340 円
・第２子以降の加算額：11,340 円～5,680 円
支給月：年６回奇数月（１月・３月・５月・７月・９月・１１月）

●問い合わせ

市役所子ども未来課　TEL：556-1111 内線 292/297

※児童扶養手当を受けている世帯の方がＪＲを利用して通勤・通学している場合、通勤定期乗車券の割引制度がありますのでお申し出ください。

■ 障害基礎年金

●支給要件

下記①～③のすべてに該当することが条件です。

①国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日(*1)があること。**（ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除きます。）**

②障害の程度が、障害認定日(*2)において、障害等級表の 1 級または 2 級までのいずれかの状態になっていること。（障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合受けられることがあります。）

③保険料の納付要件を満たしていること。

（20 歳前に初診日のある障害については、保険料の納付に関わりなく障害基礎年金が支給される場合があります。）

***1　初診日…初めて医師の診療を受けた日**
***2　障害認定日…初診日から１年６ヶ月を経過した日、または、１年６ヶ月以内に症状が固定した場合はその日**

問い合わせ	市役所健康課国民年金担当	556-1111 内線 270/275
	ねんきんダイヤル（年金相談）	0570-05-1165

■ 障害厚生年金

●支給要件

下記①～③のすべてに該当することが条件です。

①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日(*1)があること。

②障害の程度が、障害認定日(*2)において、障害等級表の 1 級から 3 級までのいずれかの状態になっていること。(障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合受けられることがあります。)

③保険料の納付要件を満たしていること。

***1　初診日…初めて医師の診療を受けた日**
***2　障害認定日…初診日から１年６ヶ月を経過した日、または、１年６ヶ月以内に症状が固定した場合はその日**

問い合わせ	ねんきんダイヤル（年金相談）	0570-05-1165
	熊谷年金事務所　お客様相談室	522-5012

■ 特別障害給付金

●概　要

年金を受けていない下記の障害者の方を対象とした制度で、その当時の病気やけがなどが原因で現在一定の障害の状態にある場合に支給されます。

●支給要件

①昭和 61 年 3 月以前に国民年金に任意加入をしていなかった、厚生年金保険等に加入していた方の被扶養配偶者であった方

②平成 3 年 3 月以前に国民年金に任意加入をしていなかった学生であった方

問い合わせ	市役所健康課国民年金担当	556-1111 内線 270/275
	ねんきんダイヤル（年金相談）	0570-05-1165

■ 心身障害者扶養共済

●概　要

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛金を収めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があった時に、障害のある方に終身一定額の年金が支給される制度です。

対象者	身体障害（１級～３級）、知的障害及び精神又は身体に永続的な障害がある方で、将来自立生活をすることが困難であると認められる方
掛　金	一口あたり　月額　9,300 円～23,300 円 ※加入時の年齢（65 歳未満に限る）により掛金が変わります
年金額	１口あたり　月額 20,000 円

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 生活福祉資金貸付制度

●対象となる方

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

●貸付の対象資金

障害者用自動車購入資金、福祉用具等購入資金、住宅資金（増改築・補修等）　など

●金　利

連帯保証人を立てる場合（原則）：無利子　　連帯保証人を立てない場合：年 1.5％

※その他の詳細な貸付条件は、下記窓口にお問合せください。

●問い合わせ

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

４　割引・減免

■ 鉄道運賃の割引

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方、および第１種障害者の介護者

●割引率

【ＪＲ各社】

第１種障害者（介護者あり）	５割引（２人で同一区間を乗車船する場合のみ）
第１種・第２種障害者（単独利用）	５割引（片道 100ｋｍを超える区間を乗車船する場合）

【秩父鉄道】

第１種障害者、精神１級（介護者あり）	５割引（２人で同一区間を乗車船する場合のみ）
第1種・第2種障害者、精神2～3級（単独利用）	５割引

※その他の私鉄は各鉄道会社にお問い合わせください。

●問い合わせ　　各鉄道会社の乗車券発売窓口

■ バス運賃の割引

●対象となる方　身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方、および第１種障害者の介護者
（バス会社によっては精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象になる場合があります。
なお、埼玉県内のバス会社はおおむね対象となっています。）

●割引率　　乗車券⇒５割引　　定期券⇒３割引
（精神障害者保健福祉手帳の場合は異なることもあります。）

●問い合わせ　　各バス会社の営業所

※乗車券購入時又は料金請求時に手帳を提示してください。

■ 航空運賃の割引

●対象となる方　満 12 歳以上で障害者手帳をお持ちの方、および介護者（１名）

●割引率　　航空会社や路線によって異なります
（航空会社によっては精神障害者保健福祉手帳が対象とならない場合があります。）

●問い合わせ　　各航空会社の航空券販売窓口

■ タクシー運賃の割引

●対象となる方　身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
（タクシー会社によっては精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象になる場合があります。）

●割引率　　１割引

※タクシー料金清算時に手帳を提示してください。なお、福祉タクシー券との併用も可能です。

■ 市内循環バスの無料乗車

●対象となる方

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、および介護者（１人）及び未就学児（申告が必要）

●問い合わせ　　市役所交通政策課　TEL：556-1111 内線 284

※障害者手帳を提示してください。なお、障害者手帳に代わるものとして「市内循環バス無料乗車証」を発行しています。

■ 自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(種別割)の減免

●減免の対象となる障害の区分及び等級程度

障害区分	身体障害者手帳の等級						療育手帳の程度				精神手帳の等級		
部位 等級	1	2	3	4	5	6	Ⓐ	A	B	C	1	2	3
視　覚	○	○	○	△			○	○			△		
聴　覚		○	○										
音声・言語			△										
平衡機能			○										
上　肢	○	○											
下　肢	○	○	○	○	○	○							
体　幹	○	○	○		○								
運動機能 上肢	○	○											
運動機能 移動	○	○	○	○	○	○							
心臓/じん臓 呼吸器/小腸 ぼうこう・直腸	○		○										
免疫・肝臓	○	○	○										

※△は一部対象
- 視覚：４級の一部
  （両眼の視力の和が 0.09～0.12 の方）
- 音声・言語：３級の一部
  （こう頭が摘出された場合に限る）
- 精神保健福祉手帳：１級の一部
  （精神通院医療を受けている方）

※減免を受ける車両が障害者のために改造された軽自動車（構造が障害者の利用のために改造された車両（車いす移動車など））の場合、障害の程度にかかわらず減免の対象になります。

●対象となる車両の条件・減免額

障害者及び障害者と同一生計の方が取得又は所有する車両で、**障害者の通院、通学又は就労のために使用される自動車（法人名義・事業用登録車を除く）及び軽自動車**は、自動車税(種別割)（上限 45,000 円)、自動車税(環境性能割)（150,000 円)、軽自動車税(種別割)（全額）の減免を受けることができます。

●申請時に必要なもの

障害者手帳・運転者の免許証・車検証・納税通知書・状況に応じ下記ア～エ

ア：身体障害者で複数の障害区分の認定を受けている場合
　①障害区分証明書（行田市では「身体障害者手帳交付証明書」で代用）
イ：障害者と納税義務者等が**同居している**場合
　①住民票（現在の住所が確認できない場合のみ）
ウ：障害者と納税義務者等が**別居している**場合
　①同一生計であることが分かる書類（扶養関係が分かる健康保険証、源泉徴収票など）
　②住民票（現在の住所が確認できない場合のみ）
エ：運転者が常時介護者（同一生計の方以外）で納税義務者が障害者の場合
　① 障害者の世帯全員の住民票　②常時介護者の誓約書

※上記以外にも個人番号の分かるものが必要となる場合がございます。
※内容に関する詳細は各窓口までお問い合わせください。

窓口	自動車取得税減免申請	埼玉県自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011
	自動車税減免申請	行田県税事務所課税担当	048-556-5086
	軽自動車税減免申請	市役所税務課市民税担当	048-556-1111 内線 235

※減免を受ける理由が消滅した場合は上記の申請窓口へ届け出てください。

■ 有料道路通行料の割引

●概　要

通勤・通学・通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の 50%の割引が適用されます。

●対象となる方

・障害者本人が運転する場合　⇒　すべての身体障害者

・障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が乗車する場合　⇒　第１種身体障害者、第１種知的障害者（ⒶまたはAのみ）

●割引を受けるには

オンラインまたは市役所福祉課で事前に申請登録が必要になります。

オンライン申請受付サイト　https://www.expressway-discount.jp

●対象となる車両

・事前登録した自動車…障害者及び障害者の親族又は常時介護する方が所有する車両（法人名義・事業用登録車を除く）

・事前登録していない自動車…レンタカー、タクシー（第１種障害者のみ）など

※利用方法については、各高速道路会社ホームページをご覧ください。

●窓口申請時に必要なもの

障害者手帳・免許証（本人運転の場合）・車検証・ＥＴＣをご利用される場合は下記ア・イ

ア：本人名義のＥＴＣカード（20 歳未満の場合は親権者のカードで可）

イ：ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの

（ＥＴＣ車載器セットアップ申込書、セットアップ証明書、保証書等に掲載されています）

●問い合わせ・申請窓口

【障害者割引制度に関する問い合わせ】

東日本高速道路(株)NEXCO 東日本お客さまセンター　TEL:0570-024-024　または　03-5308-2424

【オンライン申請を含む申請登録に関する問い合わせ】

有料道路 ETC 割引登録係　TEL：045-477-1233

【窓口申請に関する問い合わせ】

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

※有効期間は申請日から２回目の誕生日までとなります。有効期間満了の際に更新のご案内はしていません。なお、更新手続きは期限の２ヶ月前から可能です。

※申請内容に１箇所でも変更がある場合は、必ず変更の手続きを行ってください。割引を受けることができなくなりますのでご注意ください。

■ 携帯電話料金の障害者割引

●割引を受けるには

ご利用の携帯電話会社や料金プランなどによって割引の内容が異なりますので、各携帯電話会社にお問合せください。なお、現在ご利用いただいている料金プランが、障害者割引よりも有利なことがあります。

携帯電話会社	割引名称	問合せ先
ＮＴＴドコモ	ハーティ割引	TEL：（ドコモ電話から）151
ａｕ（ＫＤＤＩ）	スマイルハート割引	TEL：（ａｕ電話から）157
ソフトバンク	ハートフレンド割引	TEL：（ソフトバンク電話から）157

■ ＮＴＴ無料番号案内（ふれあい案内）

●対象となる方

手帳の種類	障害程度
身体障害者手帳	・視覚障害（１級～６級） ・上肢／体幹／運動機能障害（１級～２級）
療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳	すべての方

●問い合わせ

ＮＴＴ東日本　TEL：（フリーダイヤル）0120-104-174　※ご利用には事前に登録が必要です

■ ＮＨＫ受信料の減免

●減免の要件

半額免除	・視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合 ・重度の身体障害者（１級または２級）が世帯主で受信契約者の場合 ・重度の知的障害者（Ⓐ またはＡ）が世帯主で受信契約者の場合 ・重度の精神障害者（１級）が世帯主で受信契約者の場合
全額免除	障害者手帳を所持する方がいる世帯で、その世帯を構成する全員の市町村民税が非課税の場合

※上記の減免の要件に該当しなくなった場合、減免を受けられなくなります。ＮＨＫ営業センターまでその旨を連絡してください。

●減免を受けるには

免除の要件に該当していることを福祉課で証明した申請書をＮＨＫに送付する必要があります。申請書は福祉課窓口にご用意していますので、障害者手帳と印鑑（認印）をお持ちください。

なお、半額免除については、オンラインでの申請が可能です。

右の QR コードからアクセスしてください。

窓口	減免制度について	ＮＨＫふれあいセンター	0570-077-077 または 050-3786-5003
		ＮＨＫさいたま西営業センター	049-246-3111
	申請書について	市役所福祉課障がい福祉担当	048-556-1111 内線 265/266

■ 公共施設の使用料等の減免

●対象となる方

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び一部の介護者

●減免内容

下記の市内施設以外は、利用する施設へ直接お問合わせください。

使　用　料	電　話	減免内容
総合体育館、市民プールおよび門井球場（ロッカーの利用料金を除く）	553-3377	使用料などが半額
富士見公園野球場・庭球場および総合公園野球場・庭球場・弓道場		
産業文化会館（附属設備の利用料金を除く）	556-6371	
男女共同参画推進センター	556-9301	
商工センター（附属設備の利用料金を除く）	553-0510	
教育文化センター（附属設備の使用料を除く）	556-2649	
公園管理事務所	550-1550	
行田市コミュニティセンターみずしろ及び分館	554-6797	
〃　南河原	557-2836	
古代蓮の里古代蓮会館の利用料金	559-0770	
公民館および地域文化センター	556-2649	全額免除
郷土博物館の入館料および使用料	554-5911	
老人福祉センター大堰永寿荘の使用料および個室使用料	557-2486	
南河原荘	557-2105	
産業文化会館アートギャラリーの入館料	556-6371	
古代蓮の里駐車場	559-0770	

※年度によって減免率が変更する場合がございます。ご利用前に各施設へお問い合わせいただくことをおすすめいたします。

5　補助・給付

■ 補装具費の支給（※購入前に要相談）

●対象となる補装具

障害内容	主　な　補　装　具
視覚障害者用	視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	車いす、電動車いす、座位保持いす、歩行器、義肢（義手､義足)、装具、歩行補助杖、座位保持装置等

●対象となる方

身体障害者手帳をお持ちの方（補装具に対応した部位で障害認定を受けている必要があります。）

●自己負担額

原則、補装具価格の１割が自己負担となります。(所得に応じて負担上限月額があります。)

●支給を受けるには

下記窓口にご相談ください。なお、原則として初回は埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要になります。**※労災保険や介護保険、健康保険による給付がある場合、そちらが優先されます。**

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 日常生活用具の給付（※購入前に要相談）

●用具の種類と対象となる方

種　類	対　象　者
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の方、寝たきりの難病患者
特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の方で常時介護が必要な方、寝たきりの難病患者
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級の方で常時介護が必要な方、自力で排尿できない難病患者
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の方で入浴に介助が必要な方
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の方で下着交換等の際に介助が必要な方、寝たきりの難病患者
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の方、同じ部位に障害がある難病患者
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（３歳以上）
訓練ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童（学齢児以上）
入浴補助用具	下肢又は体幹機能の障害者・難病患者で、入浴に介助が必要な方
便器（手すり取付け可）	下肢又は体幹機能障害２級以上の方、常時介護が必要な難病患者
頭部保護帽	平衡機能又は下肢・体幹機能障害の方で、頻繁に転倒する恐れのある方、知的障害Ａ以上の方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方
Ｔ字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害の方
移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）	平衡機能又は下肢・体幹機能障害の方で、家庭内の移動に介助が必要な方
特殊便器	上肢機能障害２級以上の方、上肢機能に障害のある難病患者
火災警報器	障害等級２級以上の方（火災の感知や避難が困難な、障害者のみの世帯に属する方のみ）
自動消火器	障害等級２級以上の方又は難病患者（火災の感知や避難が困難な、障害者又は難病患者のみの世帯に属する方のみ）
電磁調理器	視覚障害２級以上の方（盲人のみの世帯に属する方）
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の方
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の方（聴覚障害者のみの世帯に属する方で日常生活上必要と認められる世帯）
視覚障害者用誘導装置	視覚障害の方で、音声による誘導を必要とする方
トイレチェア	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない方
車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する方
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の方でＣＡＰＤによる透析療法を行う方
ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者や難病患者で、必要と認められる方
電気式たん吸引機	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者や難病患者で、必要と認められる方
酸素ボンベ運搬機	医療保険における在宅酸素療法を行う方
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の方（視覚障害者のみの世帯に属する方）
視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の方（視覚障害者のみの世帯に属する方）
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者

発動発電機外部バッテリー	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー等の生命の維持に使用している身体障害者又は難病患者等
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害をお持ちの方
情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害２級以上の方
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の方
点字器	視覚障害の方で、必要と認められる方
点字タイプライター	視覚障害２級以上の方（就労・就学しているか、就労が見込まれる方のみ）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の方
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の方
視覚障害者用拡大図書器	視覚障害の方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方
盲人用時計（触読・音声）	視覚障害２級以上の方（音声時計は触読式時計の使用が困難な場合のみ）
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声･発語に著しい障害を有する方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
人工喉頭	音声機能障害（喉頭摘出）の方で、必要と認められる方
点字図書	主に情報の入手を点字に頼っている視覚障害の方
文字放送ラジオ	聴覚障害の方で、文字による情報を必要とする方
ストマ用装具（蓄尿・便袋）	ぼうこう・直腸機能障害でストマ用装具が必要な方
紙おむつ	脳性麻痺等の脳原生運動機能障害により、排泄の意思表示が困難な方
収尿器	脊髄損傷等により排尿障害があり、常時失禁のある方
排せつ予測支援機器	下肢又は体幹機能障害３級以上で、原則として学齢児以上の方、膀胱機能障害者であって、原則として学齢児以上の方、重度若しくは最重度知的障害者上記と同程度で必要と認められる方
居宅生活動作補助用具(移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の方で、障害等級３級以上の方（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上)、下肢又は体幹機能に障害がある難病患者

●自己負担額

原則、所得に応じて用具価格の１割が自己負担となります。(所得に応じて負担上限額があります)

●給付を受けるには

購入前に下記窓口にご相談ください。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 福祉タクシー利用料金の助成（自動車燃料費助成との選択制）

●対象となる方

身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ⓐ～A、精神障害者保健福祉手帳１～２級をお持ちの方のうち、在宅の方

●助成の受け方

初乗り運賃相当額を助成する福祉タクシー券を年間 24 枚交付しますので、支払時に助成券と差額を乗務員にお渡しください。埼玉県内共通で使用できます。(**乗合型 AI オンデマンド交通の併用不可**)

●申請時に必要になるもの

障害者手帳　※券は後日、指定された住所へ郵送いたします。

●問い合わせ・申請窓口

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 重度障害者自動車燃料費の助成（タクシー利用料金助成との選択制）

●対象となる方

身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ⓐ～A、精神障害者保健福祉手帳１～２級をお持ちの方のうち、在宅の方

●助成の受け方

１枚千円相当の燃料費助成券を年間 12 枚（年度途中で申請した場合は、年度の残月数に応じてひと月につき１枚）交付します。給油前に助成券を係員に渡し、助成額を差し引いた金額をお支払いください。

※市内の有人のガソリンスタンドで利用できます。(セルフサービスのガソリンスタンドは利用不可)

※１回の給油につき１枚の利用になります。また、二輪車は対象外となります。

●申請時に必要になるもの

障害者手帳、主に運転する方の運転免許証、主に使用される車両の車検証

※券は後日、指定された住所へ郵送いたします。

●問い合わせ・申請窓口

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 紙おむつの給付

●対象となる方

本市に居住及び住民票があり、紙おむつを必要とする方で以下のいずれにも該当する方

・身体障害者手帳１～２級または療育手帳Ⓐ～Ａをお持ちの方

・施設に入所、入居または入院していない方

※ただし、介護保険に加入している方で、要介護 3,4 または 5 の方は高齢者福祉課が窓口となります

●給付上限額（一ヶ月の上限額）

世帯全員の住民税が非課税または生活保護法被保護世帯　：6,000 円（＋消費税等相当額）

世帯のどなたかに住民税が課税されている世帯　　：3,500 円（＋消費税等相当額）

※給付上限額を超えた場合は、その差額分を委託業者に直接お支払いいただきます

●給付品目

おむつ（テープタイプまたはパンツタイプ）及び尿取りパッドとし、給付上限額の範囲内で組み合わせは自由となります

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

※毎月下旬までに翌月分のものをご自宅に委託業者が配達します

■ 居宅改善整備費の補助（※工事着工前に要相談）

●対象となる方

身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下肢または体幹障害１～２級の方（所得制限あり）

※当制度による補助をまだ受けていない方に限ります。

※介護保険で補助が受けられる方は、当制度による補助は受けられません。

●対象となる工事

日常生活における利便を図るために行う屋内外の改善工事（居室・便所・浴槽の改修等）

●補助金額

対象経費の 2/3、上限 24 万円（生活保護世帯は対象経費全額、上限 36 万円）

●補助を受けるには

工事着工前に下記窓口にご相談ください。（工事着工後の補助はできません。）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 自動車運転免許取得費の補助（※通所前に要相談）

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（所得制限あり）

●対象となる経費

自動車教習所において運転免許を取得する場合にかかる経費（入学金、教習料、教習コース使用料、技能検定料及び受験料）

●補助金額

対象経費の 2/3、上限 12 万円

●補助を受けるには

教習開始前に下記窓口にご相談ください。（教習開始後の補助はできません。）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 自動車改造費の補助（※改造前に要相談）

●対象となる方

身体障害者手帳をお持ちの方（所得制限あり）

●対象となる改造

自らが所有し運転することができるよう行う改造（自動車の操行装置の改造など）

●補助金額

対象経費全額、上限 10 万円

●補助を受けるには

改造前に下記窓口にご相談ください。（改造後の補助はできません。）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 青い鳥郵便葉書の無料配布

●対象となる方

身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ⓐ～Ａをお持ちの方

●配布時期・枚数

４月上旬～５月下旬、20 枚

●問い合わせ

最寄りの郵便局

６　医療

■ 重度心身障害者医療費助成

●概　要

病院などで診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（高額療養費・附加給付金・入院時の食事療養標準負担額や生活療養標準負担額を除く）を助成します。

●対象となる方

・65 歳未満で、身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ⓐ～Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１級（ただし、精神病床への入院費用は助成されません）のいずれかをお持ちの方
・精神障害者保健福祉手帳２級をお持ちの方で、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方。
・65 歳未満で埼玉県後期高齢者医療制度の障害認定の障害の状態(*)にあり、65 歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けた方（*身体障害者手帳４級の一部、精神障害者保健福祉手帳の１~２級等）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265

■ ひとり親家庭等医療費助成

●概　要

病院などで診療を受けた場合にかかる医療費の各種保険制度による一部負担額を助成します。（所得制限あり）

●対象となる方

・父母に一定の障害がある家庭の親と児童（18 歳に達した日の属する年度の３月 31 日までの児童）
・一定の障害のある児童（20 歳未満）及びその父母・養育者

●問い合わせ

市役所子ども未来課手当・給付担当　TEL：556-1111 内線 226/227

■ 後期高齢者医療制度による医療給付

●概　要

心身に障害のある方は、65 歳から後期高齢者医療制度による医療給付が適用になる場合があり、医療機関受診時にかかる医療費の自己負担割合が減ります。

●対象となる方

身体障害者手帳１～３級および４級の一部、療育手帳Ⓐ～Ａ、精神障害者保健福祉手帳１～２級、障害基礎年金１～２級の方

●自己負担額

１割（現役並みの所得がある方は３割）

●問い合わせ

市役所健康課後期担当　TEL：556-1111 内線 226/227

■ 自立支援医療（精神通院医療／更生医療／育成医療）

●概　要

下記の医療を受ける際、医療保険による医療費の自己負担（窓口負担）が原則１割になります。

●対象となる医療

精神通院医療	統合失調症やうつ病などの精神疾患、知的障害などのために行う通院医療
更生医療	一般医療（治療医学）によりすでに治癒した身体障害者に対して、その日常生活能力や職業能力を回復もしくは更生させることを目的として行う医療
育成医療	現在身体に障害があるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと、将来一定の障害を残すと認められる児童が行う医療のうち、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易になると認められる医療

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

7　税制度

■ 障害者控除

所得税・住民税

納税義務者本人又は納税義務者の配偶者・扶養親族が障害者である場合に、申告により次の額の控除（所得金額からの控除）が受けられます。

種　類	控除額	対　象
障害者控除	所得税 27 万円 住民税 26 万円	身体障害者手帳　３級～６級 療育手帳　Ｂ～Ｃ 精神障害者保健福祉手帳　２～３級
特別障害者控除	所得税 40 万円 住民税 30 万円	身体障害者手帳　１級～２級 療育手帳　Ⓐ～Ａ 精神障害者保健福祉手帳　１級
同居特別障害者控除	所得税 75 万円 住民税 53 万円	納税義務者の配偶者・扶養親族が特別障害者控除の対象者であって、納税義務者等と同居している場合

相続税

相続人が 85 歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額の控除が受けられます。

●問い合わせ

所得税・相続税	行田税務署	TEL：556-2121
住民税	市役所税務課市民税担当	TEL：556-1111　内線 231/232

■ 非課税の特例

所得税

一定の要件に該当する障害者等の貯蓄の利子等については、次の非課税制度があります。

・障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（通称、障害者等のマル優）
・障害者等の少額公債の利子の非課税制度（通称、障害者等の特別マル優）

住民税

障害者本人の前年の所得金額が 135 万円以下の場合、市県民税は課税されません。

消費税

身体障害者用物品の譲渡・貸付・製作の請負・修理のうち一定のものについては、消費税は課税されません。

相続税

心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利には相続税は課税されません。

贈与税

心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利と特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権については贈与税が課税されません。

個人事業税

両目の視力が 0.06 以下の視覚障害者の方が、あんま・マッサージ・鍼・灸・柔道整復・その他の医業に類する事業を個人で営む場合、課税対象となりません。

ゴルフ場利用税

障害者がゴルフ場を利用する場合、申請することでゴルフ場利用税は課税されません。

●問い合わせ

所得税・消費税・相続税・贈与税	行田税務署	048-556-2121
住民税	市役所税務課市民税担当	048-556-1111　内線 231/232
個人事業税	行田県税事務所	048-556-5086
ゴルフ場利用税	春日部県税事務所	048-737-2842

■ 医療費控除

次に係る費用も医療費控除の対象となります。

ストマ用装具

治療上ストマ用装具を使用することが必要不可欠であると医師が認めた場合。

※ストマ用装具使用証明書（用紙は福祉課にて配布、または国税庁のホームページよりダウンロード）により、医師の証明を受ける必要があります。

紙おむつ

傷病により、おおむね６か月以上寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつを使う必要があると医師が認めた場合。

※おむつ使用証明書（用紙は高齢者福祉課にて配布）により、医師の証明を受ける必要があります。

●問い合わせ

所得税の控除	行田税務署	TEL：556-2121
住民税の控除	市役所税務課市民税担当	TEL：556-1111 内線 231/232

8　福祉サービス

■ 障害福祉サービス

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など

●内　容

在宅や施設で介護サービス等を受けたり、日常生活や就労につながる訓練などを行うサービスです。

	サービスの種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害により行動上著しい困難を有する障害であって、常時介助を要する人につき、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労を希望する人・就労の継続を希望する人に適切な就労選択を行っていただくよう、就労に関する適性、知識及び能力の評価等を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して雇用された人の就労の継続を図るため、日常生活や社会生活上の問題に関する相談などを行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた人に対して、自立した日常生活をおくるため、1年間定期的な訪問や相談に応じ、情報提供・助言を行います。
相談支援	計画相談支援・障害児相談支援	サービス利用時に計画案・計画を作成。サービス利用状況の確認（モニタリング）を行います。
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
	地域定着支援	連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、事業書等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行います。

●費　用

障害福祉サービス利用料の利用者負担は原則一割ですが、所得に応じて月額負担上限額があります。

生活保護受給世帯・市区町村民税非課税世帯	0円
市区町村民税課税世帯	4,600円～37,200円

※「所得」を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

・18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く）⇒障害のある方とその配偶者

・障害児（施設に入所する18、19歳を含む）⇒保護者の属する住民基本台帳での世帯

●サービスを受けるには

サービス利用計画の作成及び障害福祉サービス受給者証が必要になりますので、事前に下記窓口にご相談ください。（**※申請から受給者証の交付までは時間がかかります。余裕を持ってご相談ください。**）

受給者証の交付を受けた後、障害福祉サービス事業所と利用契約を結び、利用開始となります。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 障害児通所支援

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など

●内　容

集団生活への適応訓練や放課後等の居場所作りを提供するサービスです。

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	就学前の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後や長期休暇時において、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活への適応のため、専門的な支援を必要とする場合に訪問支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導や訓練を行います。

●費　用

障害福祉サービスの利用料と同じ算出方法です。

●サービスを受けるには

サービス利用計画の作成及び通所受給者証が必要になりますので、事前に下記窓口にご相談ください。

（※受給者証の交付まで時間がかかる場合がありますので、余裕を持ってご相談ください。）

受給者証の交付を受けた後、障害児通所事業所と利用契約を結び、利用開始となります。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

障害福祉サービスと障害児通所の申請から決定までの手続きの流れ

申請

⬇ 福祉課に申請書を提出します。（様式は福祉課に用意してあります。）

「サービス等利用計画案」の依頼・提出

⬇ 相談支援事業所に作成依頼をする、もしくはセルフプラン（自分で作成）で提出します。

認定調査・概況調査

⬇ 市の調査員が、利用希望者の身体状況等について聞き取りをします。

障害支援区分の決定

⬇ 認定審査会によって、支援区分を決定します。

※１８歳未満の児童および訓練等給付の利用者の場合は不要です。

支給決定

⬇ 福祉課にて、受給者証を発行します。

サービスの利用開始

市内の障害福祉サービス事業所および障害児通所施設の一覧

●障害福祉サービス事業所

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する通所施設（順不同）

設置者	施設名	施設所在地	連絡先	提供サービス	主たる対象
(特非)WISH	グループホーム本丸	本丸 1-13	548-3397	共同生活援助	知的・精神
	福祉アンテナショップノア	小見 1460-1	501-2355	就労移行支援 就労継続支援Ｂ型	
(福)かがやきの会	かがやき共同作業所	野 1368-1	559-1034	生活介護	特定なし
	かがやきホーム	南河原 611-1	578-8460	共同生活援助	
(特非)行田のぞみ園	行田のぞみ園	緑町 13-31	553-3102	就労継続支援Ｂ型	特定なし
	行田のぞみ園エルピスホーム	長野 2-12-6	501-6270	共同生活援助	
(福)健翔会	麦の穂	小見 1141-1	554-8815	生活介護	知的
	大地	小見 1144-2	555-6166		
	森の木	小見 985-3	580-4741		
(特非)サイシップ	夢知無恥	斎条 870	557-5888	就労継続支援Ｂ型	特定なし
	夢知無恥　第２作業所	荒木 1970-1	598-8783	就労移行支援 自立訓練（生活訓練）	特定なし
	グループホーム夢	忍 1-3-14	598-8389	共同生活援助	知的・精神
	グループホーム夢　２番館	小見 1307-1			
(株)サンライト	グローイングサポート	行田 9-5 平塚ビル 1F 北側	501-8756	就労継続支援Ａ型	特定なし
(特非)CIL ひこうせん	こころ	南河原 2676-1	557-1706	就労継続支援Ｂ型	特定なし
	グランディール	向町 21-37	555-1100	生活介護	
	６つの夢	佐間 2-1-20	559-2555	共同生活援助	
	なかまの家	長野 4613-1			
	ほうき星	持田 2365-1			
	アンフィニ	長野 4611	501-6610	生活介護 短期入所	
(福)聖徳会	行田園	荒木 1199	557-3283	生活介護 施設入所支援 短期入所	知的
	見沼園	荒木 1735	557-2873		
	グループホーム　ルーチェ	長野 1-14-26	598-7071	共同生活援助 短期入所（ルーチェのみ）	
	グループホーム　ルーチェ２	長野 1-14-24			
(特非)橙	らーれ	須加 1738	501-6704	生活介護 就労継続支援Ｂ型	特定なし
(福)橙	明日葉	須加 1742-1	550-6010	生活介護 就労継続支援Ｂ型	特定なし
(福)福潤の会	レイズアップ	前谷 504-1	594-6113	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援Ｂ型 就労選択支援	知的・精神
	レイズステイ	前谷 505-3		短期入所	
	レイズホーム１	前谷 505-3		共同生活援助	
	レイズホーム２	埼玉 4534-1			
(株)リンクステーション	リンクステーション	棚田町 2-9-5	594-9366	就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型	特定なし（視・聴除く）
(特非)恵愛	生活介護事業所ルピナス	桜町 3-10-20	577-5705	生活介護	特定なし
	グループホーム祉園	城西 3-1-35	090-8015-5433	短期入所 共同生活援助	特定なし
ソーシャルインクルー(株)	ソーシャルインクルーホーム行田富士見町Ⅰ	富士見町 2-10-5	579-5841	共同生活援助 短期入所	特定なし
	ソーシャルインクルーホーム行田富士見町Ⅱ	富士見町 2-10-4			
ファーストミライ(株)	グループホーム朝昼晩・持田	持田 1739-9	556-5755	共同生活援助	知的・精神
	グループホーム朝昼晩・南河原	南河原 828-3			
	グループホーム朝昼晩・藤原	藤原町 2-3-21			
	グループホーム朝昼晩・谷郷	谷郷 1-17-50			

	1丁目				
	グループホーム朝昼晩・谷郷	谷郷 1-17-50			
	グループホーム朝昼晩・谷郷3	谷郷 1-12-6			
	グループホーム朝昼晩・持田IC	持田 2232-3			
(有)アーバンリビング	リベルテ	清水町 1-6	555-0667	共同生活援助	精神
ジャパンサポートサービス株式会社	やすらぎハウス行田	持田 5-4-26	594-9046	共同生活援助	知的・精神
	やすらぎハウス棚田	棚田町 1-25-13			
株式会社日本リメイク	グランドわおん SAKAETYOU	栄町 20-41	050-2018-6392	共同生活援助	知的・精神
	グランドわおん YAGOU	行田市谷郷 1-12-6			
WOOLY(株)	ウーリー行田	行田 19-8 SK ビル 2 階	556-7733	就労継続支援 B 型	知的・精神
(株)サークルエイト	ビーハック行田	長野 1-40-2	578-8096	共同生活援助 短期入所	特定なし
株式会社デジタルヘルス	ダリアホーム行田	藤原町 3-10-1	0485-53-1855	共同生活援助	特定なし
株式会社だいずスマイルファクトリー	うさぎわおん行田門井町	門井町 1-26-37	0485-77-5493	共同生活援助	知的・精神
	うさぎわおん行田棚田町	棚田町 1-43-23			
	うさぎハウス行田桜町	桜町 2-12-17			
	うさぎハウス行田藤原町	藤原町 3-9-19			
ユースタイルラボラトリー（株）	ユースタイルリビング 行田生活介護	壱里山町 19-6	050-1784-0095	生活介護	特定なし
株式会社 Advance	Fortis（フォルティス）	駒形 1-11-12	048-580-4720	生活介護	特定なし
㈱万樹	ユア・ストーリー	佐間 1-21-2	048-501-7783	就労継続支援 B 型	特定なし
（株）デジタルヘルス	ダリアホーム行田	藤原町 3-10-1	048-553-1855	短期入所 共同生活援助	特定なし （難病除く）

●障害児通所事業所

児童福祉法に基づく障害児通所支援を提供する施設（順不同）

設置者	施設名	所在地	連絡先	提供サービス
(特非)CIL ひこうせん	ぴーす	佐間 2-1-19	598-4685	放課後等デイサービス
(福)聖徳会	ポコ・ア・ポコ	小見 1400-4	594-8006	放課後等デイサービス 児童発達支援 保育所等訪問支援
(福)健翔会	にじいろ	谷郷 2-16-26	598-7898	放課後等デイサービス 児童発達支援
	にじいろプラス	忍 1-11-1	598-5252	放課後等デイサービス
株式会社シティーサポート	行田サポートほほえみ	門井町 2-21-9	556-2257	放課後等デイサービス 児童発達支援（※遊学館のみ）
	遊学館	門井町 3-2-4	579-5066	
合同会社コットンキャンディー	コットンキャンディー	栄町 4-7	579-5605	放課後等デイサービス
	スマイルキャンディー	佐間 1-19-38	577-7951	
合同会社アドランド	きんか　ぎんか	城西 2-9-16	511-0312	放課後等デイサービス 児童発達支援
(福)行田市社会福祉協議会	行田市社会福祉協議会 児童デイサービスセンター	酒巻 1737-1	557-5400	児童発達支援 保育所等訪問支援
株式会社 Raa	パレット	本丸 11-20	577-8908	放課後等デイサービス 児童発達支援
株式会社 Y&A	ぷりんしぱる行田教室	清水町 5-14	580-5440	児童発達支援 保育所等訪問支援
	ぷりんしぱる門井教室	門井町 2-4-7	578-8262	児童発達支援 放課後等デイサービス
有限会社　尋商	放課後等デイサービスとんぼ	白川戸 738-1	594-8385	放課後等デイサービス

●特定相談支援事業所

サービス等利用計画を作成する事業所（行田市で利用実績のある事業所抜粋）（順不同）

設置者	施設名	所在地	連絡先	提供サービス
(福)聖徳会	見沼園	荒木 1735	557-2873	計画相談支援 障害児相談支援
(福)かがやきの会	かがやき共同作業所	野 1368-1	559-1034	計画相談支援 障害児相談支援
(福)共愛会	北埼玉障害者生活支援センター	羽生市中央 3-4-7	560-0294	計画相談支援 障害児相談支援
(福)幸生会	北埼玉障害者生活支援センター	羽生市上川俣 1486-1	560-3411	計画相談支援 障害児相談支援

(福)清風会	福祉医療センター 太陽の園	熊谷市津田 1855-1	0493-39-2851	計画相談支援 障害児相談支援
(特非)CIL ひこうせん	自立相談室 「キムヒロ」	南河原 2676-1	557-1706	計画相談支援 障害児相談支援
(特非)あかり	相談支援事業所 あかり	宮代町国納 807-1	0480-38-9323	計画相談支援 障害児相談支援
(福)橙	相談支援事業所 のこのこⅡ	行田市須加 1742-1	550-6010	計画相談支援 障害児相談支援
株式会社ＨＤＫ	相談支援センター ほほ笑み	羽生市下新田 33-2-102 マディーウエストライフ	577-3106	計画相談支援 障害児相談支援
(特非)恵愛	相談支援センター　そら	行田市桜町 3-10-20	577-5705	計画相談支援 障害児相談支援
一般社団法人社会福祉 相談センター	相談支援事業所 りんく	加須市中央１－５－１９ 飯田ビル２Ｆ	080-5416-7162	計画相談支援 障害児相談支援
合同会社紬	相談支援事業所 つむぎ	羽生市南羽生２－１２－６	048-580-5850	計画相談支援 障害児相談支援
オレンジ合同会社	相談支援事業所きらり	行田市向町２５番２０号―１Ｆ	048-577-8454	計画相談支援 障害児相談支援
株式会社 Raa	光	行田市富士見町２丁目３０番地４	048-577-8908	計画相談支援 障害児相談支援
株式会社ルアナ	相談事業所ルアナ	埼玉県行田市長野１丁目４０番２号	048-578-8096	計画相談支援 障害児相談支援

他市の施設情報については、埼玉県のホームページにも掲載されています。

(埼玉県　障害者施設一覧で検索いただくと、埼玉県のページより閲覧可能です)

■ 移動支援

●対象となる方

屋外での活動に著しい困難を伴う全身性の障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等
※障害福祉サービスで、行動援護のサービスを利用できる方を除きます。

●内　容

外出が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動中の介助・安全確保などを行います。

●費　用

障害福祉サービスの利用料と同じ算出方法です。

●サービスを受けるには

地域生活支援事業受給者証が必要になりますので、事前に下記窓口にご相談ください。
受給者証の交付を受けた後、市に登録した事業所と利用契約を結び、利用開始となります。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 日中一時支援

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等

●内　容

障害者等を一時的にお預かりし、日中における活動の場の提供や見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

●費　用

障害福祉サービスの利用料と同じ算出方法です。

●サービスを受けるには

地域生活支援事業受給者証が必要になりますので、事前に下記窓口にご相談ください。
受給者証の交付を受けた後、市に登録した事業所と利用契約を結び、利用開始となります。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 生活サポート

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、在宅の方

●内　容

民間の事業者が行う、一時預かり・介護サービス（障害福祉サービスの範囲は除く）・福祉有償運送(P.27)による一部移送（通勤通学通院での定期的な移送は対象外）・外出援助などを利用する際の利用料金の一部について、年間 150 時間分を上限として助成します。

●費　用

助成後の自己負担：30 分あたり 475 円（障害児の場合は生計中心者の所得税額により 0 円～475 円）
※年間 150 時間を超える場合、全額自己負担となります。

●助成を受けるには

市に登録した事業所と契約してください。併せて市に利用登録を行い、利用者票の交付を受けてください。
※利用者票は後日、指定された住所へ郵送いたします。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ いきいき・元気サポート

●対象となる方

在宅において支援が必要な高齢者、障害者、児童など

●内　容

見守り・家事援助・ちょっとした困りごとの支援などを有償ボランティアが行います。

●費　用

30 分あたり 350 円

●利用するには

下記窓口に申し込みをすると共に利用券を購入してください。

●問い合わせ

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

■ 地域活動支援センター（身体障害者デイサービス）

●対象となる方

身体障害者手帳をお持ちの方のうち、18 歳以上の方

●内　容

在宅の身体障害者に、総合福祉会館「やすらぎの里」で次のサービスを提供します。

・一日型　　⇒創作活動、健康相談、日常生活動作訓練、機能訓練、入浴、レクレーション

・短時間型　⇒日常動作訓練、個別機能訓練

●費　用

・一日型　　⇒基本料金 490 円、入浴費 40 円、送迎費 100 円、昼食費 500 円、水道光熱費 100 円

・短時間型　⇒基本料金 300 円

●問い合わせ

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

■ 機能回復訓練

●対象となる方

障害者手帳をお持ちの方

●内　容

医療の終了した方を対象に、心身機能の維持向上と健康増進を目指した運動の指導を行います。

●問い合わせ

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

■ 配食サービス

●対象となる方

身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ⓐ～Ａをお持ちの方で、65 歳以上の方のみで構成される世帯（昼食時又は夕食時に恒常的にこれと同様の状態になる世帯を含む）と生活を共にする方。

●内容・費用

食事（1 食 400 円・１日１回・最大週４回）を居宅へ配達すると共に、安否確認などを行います。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 寝具の乾燥及び丸洗いサービス

●対象となる方

身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ⓐ～Ａをお持ちの方

●内　容

寝具（マットレス・敷布団・掛布団・毛布・枕）の乾燥・殺菌・消毒を行います。なお、丸洗い（敷布団・掛布団・毛布のみ）は対象者が希望する場合に限り、年１回を限度として乾燥の替わりに行えます。

●費　用

利用者区分	ｻｰﾋﾞｽ１回当たりの負担金	
	乾燥	丸洗い
当該年度分市町村民税非課税者	150 円	250 円
当該年度分市町村民税課税者	300 円	500 円

●実施時期

５月、８月、11 月、２月

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 入浴援護事業

●対象となる方

身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ⓐ～Ａをお持ちの方のうち、家庭において入浴することが困難な方（医師の診断書及び誓約書が必要になります。）

●内　容

契約業者がお宅を訪問し、入浴の介助を行います。

（※週１回まで。7 月～9 月の夏季期間は週 2 回可能）

●費　用

１回　１，４９２円（介護保険の訪問介護費が改定されることで、費用が変更されることがあります。）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 入院時コミュニケーション支援事業

●概　要

医療機関に入院した場合に、障害者との意思の疎通に熟練した方をコミュニケーション支援員として派遣します。

●対象となる方

発語困難等により意思の疎通が困難な障害者で、かつ、現在障害福祉サービス事業者等によるヘルパーのサービス提供を受けている方

●費　用

利用料の１割（月額上限負担額あり）

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 258/265/266

■ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

●概　要

知的障害・精神障害があり一人で生活していくことが不安な方に、安心して生活が送れるよう、生活支援員が福祉サービス・日常生活のお手伝いをします。

●援助内容

・福祉サービス利用援助（利用の相談・利用手続き・書類整理等）
・日常生活上の手続き援助（住民票の届出等、日常生活に必要な事務手続き）
・日常的金銭管理（公共料金の支払い等、日常生活に必要な金銭の出し入れ）
・書類等預かりサービス（自身で保管することが不安な場合に大切な書類を預かります。）

●利用料

生活支援員による訪問・支援	１回１時間まで 1,200 円（以降 30 分毎に 400 円加算）
書類等預かりサービス	基本料 2,000 円（１年間）　利用料 500 円（１ヵ月）

●問い合わせ

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

■ 訪問理美容サービス

●対象となる方

身体障害者手帳１～２級をお持ちの方のうち、下肢または体幹障害の方

●実施期間

毎年 10 月 1 日～3 月 31 日

●費　用

サービス利用券（2,500 円分）を超えた費用は自己負担となります。

●問い合わせ

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

■ 手話通訳者の派遣

●対象となる方

聴覚障害者の方

●費　用

無料（交通費等がかかる場合は通訳者の分の負担が必要になります）

●問い合わせ

行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　FAX：048-557-4311　E-Mail：syuwahaken@gyodashakyo.or.jp

９　その他

■ 車いすの貸出

●**対象となる方**　障害者(児)で一時的に必要とされる方
（ただし、障害手帳により補具費支給の対象となる方をのぞく）

●**費　用**　無料（ただし、消毒・メンテナンス料として 2,500 円の負担があります。）

●**貸出期間**　６ヶ月間（更新により最長で１年）

●**問い合わせ**　行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

■ 福祉車両の貸出

●**対象となる方**　日常的に車いすを利用している方など、車への移乗が困難な方

●**費　用**　無料（ただし、燃料費は実費負担になります。）

●**貸出期間**　４日以内

●**問い合わせ**　行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400

■ 駐車禁止の除外（駐車禁止除外指定者標章）

●**対象となる方**

障害区分	身体障害者手帳の等級						療育手帳の程度				精神手帳の等級		
部位　等級	1	2	3	4	5	6	Ⓐ	A	B	C	1	2	3
視　覚	○	○	○	△			○	○			○		
聴　覚		○	○										
平衡機能			○										
上　肢	○	△											
下　肢	○	○	○	○	△	△							
体　幹	○	○	○										
運動機能　上肢	○	△											
運動機能　移動	○	○	○	○									
心臓/じん臓 呼吸器/小腸 ぼうこう・直腸	○		○										
免疫・肝臓	○	○	○										

※△は一部対象
- 視覚４級（両眼の視力の和が 0.09～0.12）
- 上肢２級（両上肢機能の著しい障害、両上肢の全指を欠く）
- 下肢５～６級（医師の診断書等により歩行可能距離が１キロ未満と診断された方）
- 運動機能（上肢）２級（両上肢に運動機能障害を有する）

●**除外を受けるには**

警察署で申請を行い、交付された標章を車両に掲示してください。

●**問い合わせ・申請窓口**

行田警察署　TEL：553-0110

■ 県立施設障害者歯科診療紹介予約制度

●**概　要**

地域の歯科診療所において診療困難な方又はこれに準じる方でかかりつけ歯科医師等がいない場合に県立施設での歯科診療の紹介予約を行います

●**対象となる方**

地域の歯科診療所で対応が困難な重度の心身障害を持った方

●**費　用**

各種保険制度に基づく自己負担額があります。

●**問い合わせ**

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ メールＦＡＸ１１０番・１１９番

●対象となる方

聴覚障害、音声・言語障害がある方で、電話による緊急通報が困難な方

●通報先

１１０番	メール：http://saitama110.jp/　**※専用 HP に接続し、チャットにより通報するシステム** ＦＡＸ：0120-264-110
１１９番	ＦＡＸ：119　（専用のＦＡＸ番号はありません。）

●問い合わせ

１１０番：埼玉県警察本部地域部通信指令課企画・管理係　TEL 048-832-0110

１１９番：行田市消防本部消防署　TEL：048-550-2123

■ ＮＥＴ１１９緊急通報システム

●対象となる方

聴覚障害、音声・言語障害がある方で、電話による緊急通報が困難な方

●概要

スマートフォン・携帯電話のブラウザ機能を利用して 119 番通報することができるシステムです。

●利用するには

下記問い合わせ先にて事前登録が必要となります。また、スマートフォンや携帯電話のネット環境を準備していただきます。

●問い合わせ

行田市消防本部消防署　TEL：048-550-2123

■ 移送サービス（福祉有償運送）

●概　要

ＮＰＯ法人や社会福祉法人等の営利を目的としない法人が、タクシーやバス等公共交通機関を介添えなしに利用することが困難な障害者や高齢者などを対象に行う有償の移送サービスです。

●対象となる方

障害者手帳をお持ちの方

●費　用

タクシー料金の 8 割程度（非営利団体が営利と認められない範囲で設定されています。）

※移送サービスの一部は生活サポート（P.22）の対象となり、より低額で利用することもできます。

●利用するには

利用する事業所に利用登録が必要です。詳細は直接団体に確認のうえ、利用登録を行っていただきます。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■行田市乗合型 AI オンデマンド交通（うきしろ号）

●概　要

あらかじめ予約をして、同じ方面に向かう人と乗り合いながら目的地に向かう公共交通です。

（福祉タクシー券の併用不可）

●費　用

障害者手帳をお持ちの方は、1 回 300 円

※障害者と同乗する介助者は 1 名まで 300 円で乗車できます（利用者登録不要）。

●利用するには

下記窓口または電子申請サービスにより、あらかじめ利用登録を行っていただきます。

利用登録後、電話・FAX・Web・LINE で予約を行っていただきます。

●問い合わせ

市役所交通政策課　TEL：556-1111 内線 284

■ 障害者団体

団体名	
行田市身体障害者福祉会	連絡先については、市役所福祉課障がい福祉担当にお問い合わせください。
行田市肢体不自由児(者)父母の会	
行田市視力障害者協会	
行田市手をつなぐ育成会	
行南わかくさ会	
行田市聴覚障害者の会	

■ 障害者関係マーク

障害者に関連するマークには、障害のある方に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや標示があります。

これらのマークには、国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

マークの持つ意味を正しく理解し、私たち一人ひとりがマナーと思いやりをもって、共生社会を実現していきましょう。

マーク	名称	内容
	身体障害者標識 （障害者マーク）	肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された者が普通自動車を運転する場合、その肢体不自由が運転に影響を及ぼす恐れがあるときに、その普通自動車に表示するものです。このマークを表示することによって、他の運転者は幅寄せ、割り込みをしてはならないこととされています。 ●問合せ先　行田警察署　（代）　553-0110
	国際シンボルマーク	障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。マークを希望する方は、下記へお問い合わせください。実費負担となります。 ●問合せ先　財団法人　日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601　FAX：03-5273-1523
	耳マーク	このマークは、聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」です。口元を見せてはっきり話したり、筆談でやり取りするなどの配慮が必要です。 ●問い合せ先　社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600　FAX：03-3354-0046
	手話マーク	このマークは、ろう者、難聴者、中途失聴者の方へ「手話ができる」「筆談ができる」ことが一目でわかるように策定されたマークです。また、上記の方々がこのマークを表示することで「手話を必要とする」「筆談を必要とする」ことを意味しています。
	筆談マーク	●問い合せ先　一般社団法人　全日本ろうあ連盟 TEL：03-3268-8847　FAX：03-3267-3445
	ハート・プラスマーク	このマークは「身体内部に障害を持つ人」を表現したマークです。 ●問い合せ先　NPO 法人 ハートプラスの会 FAX：052-711-0180　E-mail：info@heartplus.org
	ほじょ犬マーク	ほじょ犬とは、からだの不自由な人の、からだの一部となり働く「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された特別な犬のことです。 ほじょ犬の種類　「盲導犬」　「介助犬」　「聴導犬」 ●問い合わせ先　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111　FAX：03-3503-1237

■ 行田市ヘルプカードの配布

●概　要

障害のある方などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めやすくするカードです。（ケースは各自ご用意ください。）

●対象となる方

災害時などに配慮が必要な方（障害者手帳の有無は問いません）

●配布場所

・市役所福祉課障がい福祉担当　　TEL：556-1111 内線 265/266
・行田市社会福祉協議会（総合福祉会館内）　TEL：557-5400
・行田市南河原支所　　TEL：557-0001

※なお、この冊子の巻末に様式がありますのでご活用ください。
　また、市ホームページのＰＤＦ形式からもダウンロードできます。

■ 埼玉県思いやり駐車場制度

●概　要

埼玉県では、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正な利用を推進する制度である「思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」を実施しています。

●対象となる方（障害者手帳所持者のみ抜粋）

障害区分		身体障害者手帳の等級						療育手帳の程度				精神手帳の等級		
部位	等級	1	2	3	4	5	6	Ⓐ	A	B	C	1	2	3
視　覚		○	○	○	○			○	○			○		
聴　覚		○	○	○										
平衡機能		○	○	○	○	○								
上　肢		○	○											
下　肢		◎	◎	○	○	○	○							
体　幹		◎	◎	◎	○	○								
運動機能	上肢	○	○											
	移動	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
心臓/じん臓 呼吸器/小腸 ぼうこう・直腸		○	○	○	○									
免疫・肝臓		○	○	○	○									

※○◎は緑色の利用証
　◎のうち、車椅子利用者は青色の利用証

制度の詳細、電子申請は市ホームページをご覧ください。

●申請時に必要になるもの

障害者手帳

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写しが必要となります。

●問い合わせ

市役所福祉課障がい福祉担当　TEL：556-1111 内線 265/266

■ 障害のある方への配慮について

●多目的トイレ

昨今、整備された「車椅子対応トイレ」は色々な方が利用できるように多様化され、たくさんの設備が設置されています。オストメイト用汚物流し、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車椅子利用者だけでなく、高齢者・妊婦・障害者・子供連れ等多様な人が利用できるようになりました。しかし、近年の利用実態調査において、一般トイレを利用できる方が、長時間に渡って多目的トイレを利用し、本当に必要とする方が使えずにいることが報告されています。

長時間の多目的トイレの利用を控えるなど、利用マナー向上のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

就学相談・教育相談のお知らせ（行田市立教育支援センター）

4月～9月頃　10月頃　11月・1月　2月～3月　4月

新就学児

◆発達や就学に関する相談（希望者）

支援の方法や学びの場の検討

★支援を希望される場合
①ステップ教室⇒年長児・小学校1年生対象
専門の指導員による個別療育の実施
②医療機関の紹介
③特別支援学級⇒就学予定小学校での見学
5月～10月頃
④特別支援学校⇒学校公開　**6月、9月頃**
教育相談の実施 **8月～9月頃**

特別支援学校を希望される場合は、**必ず特別支援学校の教育相談を受けてください。**
教育相談後、就学のための書類を行田市教育委員会で作成します。**（9月～10月頃）**
12月頃、特別支援学校で相談会が実施されます。

◆就学時健康診断（新就学児全員）

保護者の意向確認後

行田市就学支援委員会

○適切な就学の場を総合的に判断する委員会

＊専門家の意見を基に望ましい就学先を判断。

◆入学・入級・進級先の決定

◆入学

支援スタート

在学児童・生徒

＊在校児童生徒についても、随時相談、判断、支援が行われます。

詳細については、行田市立教育支援センター（０４８－５５６－６４５８）にお問い合わせください。